成年後見制度市長申立ての流れ

フロー

（１）情報の把握

高齢者生活支援センター，介護支援専門員，障がい者相談支援事業，家族等からの相談により情報が入ります。

（２）情報収集・調査

本人の状況を的確に把握し，所管課内及び関係機関等から高齢者・障がいのある人の情報を収集し，親族については戸籍調査を行います。また，主治医から後見類型との見立てであることを口頭にて確認しておきます。

①本人調査

②親族調査　戸籍等により確認

（ｲ）２親等以内の親族がいない

（ｱ）２親等以内の親族がいる

申立てを行うよう依頼

連絡がつかない

申立て意思がない

申立て意思がある

同意書 ※1

必要に応じて申立て支援

親族申立て

※1　P11(2)(ｱ)参照

（３）申立ての要否の検討

判　定　委　員　会

市長申立ての適否を審査

確認内容

(ｱ)申立て対象者に該当するか
(ｲ)他の代替支援の可能性
(ｳ)該当する類型
(ｴ)申立権者の有無
(ｵ)候補者の検討
(ｶ)費用負担についての検討
(ｷ)保全処分申立ての必要性

参加者

・福祉部長
・地域福祉課長
・地域共生推進担当課長
・障がい福祉課長
・高齢介護課長
・担当ＣＷ
・その他関係者

申立書　附票　財産目録　収支目録　親族関係図

市長申立ての決定

本人申立て

申立の条件の適否の判断は行うが、福祉的観点、権利擁護の視点での必要性について検討は難しい

本人にとって申立が支援として適切なのかの意見を専門職に求める必要がある

専門委員会の活用

（４）申立て書類等の準備

診断書の依頼　**登記されていないことの証明**

⋮　等

（５）神戸家庭裁判所　尼崎支部に申立て

①申立て費用の予納　**②保全処分**

（６）神戸家庭裁判所　尼崎支部による調査

（７）後見開始の審判等（審判確定後，法定後見開始）